

市役所	12/29(水)～1/3(月) 出生、婚姻、死亡届等は 受け付けます※死亡届 の場合は事前にご連絡 ください
公民館	12/27(月)～1/4(火)
図書館	12/27(月)～1/4(火)
麻生運動場 北浦運動場 玉造運動場	12/27(月)～1/4(火)
麻生衛生センター 玉造有機肥料 供給センター	12/31(金)～1/4(火)
あそろ温泉 「白帆の湯」	年末は休まず営業 1/5(水) 休館
北浦荘	年末は休まず営業 1/3(月) 休館
ストックヤード 閉鎖について	1/1(土)・1/2(日)は 閉鎖(通常は土日のみ開所)

年末年始の休業、休館のお知らせ



12/23(木) (天皇誕生日)	麻生地区の燃えるごみの収集日 ※燃えるごみ以外は、収集しません (美化センター休業日)
12/28(火)	玉造地区(ごみ収集最終日)
29(水)	北浦地区(〃)
30(木)	麻生地区(〃) ※美化センター一般受付:午前11時まで
12/31(金) ～1/3(月)	美化センター休業期間
4(火)	玉造地区(ごみ収集開始日) ※美化センター一般受付:午前9時～
5(水)	北浦地区(ごみ収集開始日)
6(木)	麻生地区(〃)

12月27日～30日、美化センターは相当の混雑が予想されます。年末の大掃除等によるごみは、できる限りお早めに搬入されますようお願いいたします。

年末年始ごみ収集・一般ごみの受け入れについて
 環境美化センター
 ☎0299(72)1853

「地上デジタル放送受信相談会」が開催されています!

～ 12月10日(金)まで ～

相談会では、地デジチューナーやUHFアンテナの設置工事など地デジを見るためにはどのような準備が必要かといった基礎的な相談のほか、ご自宅やお住まいの地域で地上デジタル放送を受信するための具体的な相談に、デジサポ茨城の専門スタッフが個別に対応してくれます。

事前予約は必要ありませんので、ご都合がつく日時に、ぜひ会場でご相談ください。

相談会場	市役所 北浦庁舎(ロビー)					市役所 麻生庁舎(ロビー)		麻生保健センター(ロビー・予防接種室)		
	12月1日(水)	12月2日(木)	12月3日(金)	12月4日(土)	12月5日(日)	12月6日(月)	12月7日(火)	12月8日(水)	12月9日(木)	12月10日(金)
受付時間	午前10時～午後4時30分									

※1 必ず、開催日時・相談会場をお確かめの上、会場にお越しください。※2 参加費は無料です。事前予約は必要ありません。
 ※3市内の方であれば、どの会場でも相談を受けられます。

【相談会に関するお問い合わせ先】
 総務省
 茨城県テレビ受信者支援センター
 (デジサポ茨城 相談会グループ)
 TEL 029-303-2601
 (平日/午前9時から午後6時まで)

お電話でも相談を受け付けています

でんわ、急げ!
デジサポへ

デジサポ 電話相談窓口

029-307-0101

地デジコールセンター 0570-07-0101
 受付時間 平日 9時～21時
 土日・祝 9時～18時

行方市の農業振興地域整備計画の見直しを実施します

農林水産課（北浦庁舎） ☎ 0291（35）2111

【農業振興地域整備計画の見直しについて】

行方市では、平成22年度から平成23年度にかけて行方市の農業振興地域整備計画（農振計画）の見直しを行います。この農振計画は、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づいて、おおむね10年先を見通した農業を振興するための総合的基本計画として定められたものです。現在、行方市の農業振興地域整備計画は、麻生地域、北浦地域、玉造地域の旧町ごとに定められていますが、今回の見直しにより行方市全域の計画として策定されることになります。

【農用地区域について】

農業振興地域には、農用地として利用するための「農用地区域」が指定されています。農用地区域の農地は、原則として農業以外の目的には利用できません。

*農用地区域からの除外について

農用地区域に指定されている農地を、やむを得ず、農業以外の目的に利用する場合は、農振法第13条第2項の要件を満たし、更にその目的について、農地法、都市計画法、建築基準法などの他法令による許認可が見込まれる必要があります。



この要件を満たしていることを条件に「農業振興地域整備計画の変更（農振除外）」手続きが必要となりますので、事前に農林水産課へご相談ください。（完了まで、申出締切日から約5カ月の期間を要しますのでご注意ください）

農振除外の要件（農振法第13条第2項）

1. 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であること
2. 農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
3. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること
4. 農用地区域内の保全施設等が有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
5. 土地改良事業等の受益地である場合は、その事業実施後8年を経過していること

※平成21年12月から改正農地法等が施行され、農用地区域からの除外が厳格化されました。

***個別の農振除外（随時変更）の申出書受付は、年に3回予定されています。
次回の受付締切日は平成23年1月31日です。**

平成23年度は農振除外の手続きを一時停止します！

行方市の農振計画見直しは、平成22年度に市内各地域の情勢調査（基礎調査）及び関係機関との調整を行い、平成23年度に計画確定の手続きを行う予定です。このため、平成23年度中は、農振除外手続きを一時停止いたしますので、計画のある方はお早めに農林水産課へお申し出ください。

茨城県 ドクターヘリ運航中

県では、救命医療の専門医が30分以内で県内全域に急行し、県民の貴重な生命を守ることができる「ドクターヘリ」の運航を7月1日から開始しました。

○ドクターヘリとは

ドクターヘリは、救命用の医療機器を装備して救命救急センターに常駐し、消防機関・医療機関等からの出動要請に基づき、救急医療の専門医・看護師が同乗して救急現場に向かい、現場から適切な医療機関に搬送するまでの間、患者に救急医療を行うことのできる専用ヘリコプターです。

なお、県では、国立病院機構水戸医療センター（茨城町桜の郷）と水戸済生会総合病院（水戸市双葉台）を、ドクターヘリが常駐する基地病院に指定しています。

○ドクターヘリの運用方法

ドクターヘリは、消防機関及び医療機関からの要請に基づき出動します。救急車のように市民が直接要請することはありません。

救急隊と出動したドクターヘリが合流する地点を「ランデブーポイント」といい、学校のグラウンドなどが、あらかじめ選定されておりま。

運航時間は毎日午前8時30分から午後5時30分（日没）までで、気象条件により中止になる場合があります。

ドクターヘリの出動に係る費用については、県で負担しておりますので患者の費用負担はありませんが、医療行為に係る費用については患者の負担となります。

○市内のランデブーポイント

ランデブーポイントは、平成22年8月11日現在で、県内に96カ所、市内に34箇所が選定されています。

北浦第1グラウンド	北浦第2グラウンド
なめがた地域総合病院	玉造浜野球場
玉造運動場	玉造泉野球場
高須崎公園	麻生運動場
白浜少年自然の家	白浜少年自然の家キャンプ場
天王崎公園（芝生広場）	レイクエコー駐車場
市内の市立小学校（18校）	市内の市立中学校（4校）

○生命を守るためのお願い

ドクターヘリの離着陸の際には、消防機関が安全確認を行います。騒音や強風（グラウンド等では砂ぼこり）が発生します。ランデブーポイントの近くにお住まいの方は、砂ぼこりや騒音で迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。



問い合わせ 茨城県保健福祉部医療対策課 029-301-3186

わが家の耐震性を確認しませんか (再募集)

行方市では、既存木造住宅の耐震性を確認していただくための『耐震診断士派遣事業』を展開しますので、事業希望者を募集します。

【診断概要】 茨城県木造住宅耐震診断士を派遣し、目視や聞き取りによる一般診断を行い、耐震補強が必要かどうかを判定してもらいます。診断後、耐震補強の工事や精密診断を強制することはありません。

【募集期間】 平成22年12月1日（水）～平成22年12月17日（金）

【対象住宅】 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、階数が2階以下のもの。併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの。

【対象者】 「対象住宅」の所有者で、税の滞納の無い方

【募集件数】 10戸程度（先着順。定数に達した時点で締切）

【調査費用】 無料

【申込方法】 所定の申込書に必要事項を記入の上、行方市役所建設課（玉造庁舎）もしくは、麻生・北浦庁舎の総合窓口へ提出。

※申込書は、建設課及び麻生・北浦庁舎の総合窓口にて用意してあります。また、行方市ホームページ『お知らせ』からもダウンロードできます。

《注意事項》「耐震診断」や「耐震改修」に名を借りたセールスにご注意ください。市では、業者等の斡旋をすることはありません。

【問い合わせ】

建設課（玉造庁舎） 0299-5510111

税金

のお知らせ

不動産公売参加のご案内

今月の税金

市・県民税 第4期
国民健康保険税 第6期
納付期限（口座振替日）
は12月27日です。

納付催告に応じない滞納者に対し、不動産の合同公売を実施します。

平成22年度は、銚田市・潮来市・行方市・県税事務所による合同公売を実施します。入札参加を希望の方は、各市役所にある『公売広報』をご確認ください。また、郵送をご希望の方は行方市役所収納対策課までご連絡ください。12時50分から受付を開始し、午後1時から入札についての説明を行います。

■公売日時：平成23年2月1日（火）午後1時20分～午後2時

■場 所：行方合同庁舎内 2階大会議室（行方市麻生1700-6）

■公売対象不動産

売却区分	財産の表示 ・ 見積価額 ・ 公売保証金額
10-11	・行方市於下字松原130番16 畑 4,951㎡ ・見積価額 980,000円（公売保証金額 100,000円）
10-12	・行方市行戸字出戸185番1 畑 1,941㎡ ・見積価額 400,000円（公売保証金額 40,000円）
10-13	・行方市若海字後田317番2 田 1,750㎡ ・見積価額 400,000円（公売保証金額 40,000円）

■農地法等の許可を必要とする公売財産（農地）への入札を希望する場合には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。手続きについては、行方市農業委員会事務局 TEL0291（35）2111（北浦庁舎1階）へお問い合わせください。

■公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、買受人となることができない方は参加できません。

■執行機関は買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、全て買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。

■公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合があります。



インターネット公売を実施します！

市税滞納者から差押えた財産のインターネット公売を実施します。

なお、公売財産の内容や参加方法については行方市ホームページにてご確認ください。

【公 売 財 産】船舶、工具類（コンプレッサ、電気チェーンのみ、電動丸のこ等）

【参加申込期間】平成23年1月7日（金）13時から1月21日（金）23時

【せり売り期間】平成23年1月27日（木）13時から1月30日（日）23時

【下 見 会】平成23年1月12日（水）10時から15時 行方市役所麻生庁舎

※滞納税の完納などにより公売中止になる場合があります。



【問い合わせ】 収納対策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811